

## 設置の趣旨等を記載した書類

### 目次

①設置の趣旨及び必要性	・ ・ ・ p.2
②研究科、専攻等の名称及び学位の名称	・ ・ ・ p.4
③教育課程の編成の考え方及び特色	・ ・ ・ p.4
④教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	・ ・ ・ p.6
⑤基礎となる学部との関係	・ ・ ・ p.9
⑥「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施	・ ・ ・ p.9
⑦取得可能な資格	・ ・ ・ p.10
⑧入学者選抜の概要	・ ・ ・ p.11
⑨教育研究実施組織の編制の考え方及び特色	・ ・ ・ p.12
⑩研究の実施についての考え方、体制、取組	・ ・ ・ p.13
⑪施設・設備等の整備計画	・ ・ ・ p.14
⑫管理運営	・ ・ ・ p.15
⑬自己点検・評価	・ ・ ・ p.16
⑭情報の公表	・ ・ ・ p.16
⑮教育内容等の改善のための組織的な研修等	・ ・ ・ p.20

## ①設置の趣旨及び必要性

情報技術（IT）の急速な発展に伴い、社会構造および産業構造は変革の時期を迎えている。一方、高齢化に起因する各国の医療問題や食料問題、人為的な二酸化炭素排出量拡大に伴う地球温暖化など、様々な問題が深刻化しており、これらの問題を解決するには生物工学と生命科学のさらなる発展が欠かせないと予想される。すなわち、ITと並んでバイオ技術は今後も産業振興の中心となることが期待されている。

本学における生物系の教育研究は、昭和 51 年度に工学部応用微生物工学科を設置したことに始まり、平成 12 年度には応用生命科学科を設置し発展してきた。平成 17 年度には、社会ニーズに応え得る専門家の養成を目指して、応用微生物工学科と応用生命科学科を生物生命学部として工学部から独立させ、生物工学・生命科学の総合的な教育研究を行ってきた。

大学院においては、昭和 57 年度に応用微生物工学科を基礎とする工学研究科応用微生物工学専攻（修士課程）、平成元年度に応用微生物工学専攻（博士後期課程）を設置、平成 16 年度には応用生命科学科を基礎とする工学研究科応用生命科学専攻（博士前期課程、博士後期課程）を設置して、学識と技術を身につけた社会に貢献できる研究者または技術者の養成を目的とし、バイオテクノロジー、ライフサイエンス、ナノサイエンスにおける最先端の研究と教育を目指してきた。その結果、生物工学や生命科学の研究者・技術者を数多く輩出している。

既設の応用微生物工学専攻は、バイオテクノロジー（微生物機能利用技術および生物工学）の分野において広い視野に立ち、精深な学識と技術を身につけた研究者、高級技術者を養成することを目的としている。現代社会が要請しているバイオテクノロジー専門技術者養成に対して応えうる研究・教育を行っている。バイオテクノロジーに関する基礎から応用にわたって系統的かつ総合的な研究を進め、食品、発酵・醸造、医薬、環境、化学などの産業界と連携して、将来の産業の発展に貢献している。

一方、既設の応用生命科学専攻は、工学研究科という環境を有利に生かしつつ医学・薬学・農学・理学、さらに社会科学を含め生命系学際領域と協力して新しい学問のバイオニアとしての使命を持ち、日本にとどまらず世界的レベルの成果をあげることを目的としている。特に、最先端研究者と連携して、バイオ・医療の基礎研究を充実させるとともに、国際的な共同研究を進めているほか、産学官連携を積極的に進め、基礎研究とその成果の応用も目指している。また、ベンチャー企業を育成し、海外との共同研究も積極的に進めている。

いずれの専攻も学士課程で得られた成果を発展させ、生物工学または生命科学の基盤的・先端的な専門知識・技能を修得し、「いのちとくらし」を支え、社会のために役立てることができる人材の育成を目指してきたが、基礎となる学部である生物生命学部は令和 4 年度に改組を行った。生物工学・生命科学のさらなる統合的な教育研究を行い、「食」から「医」まで、さらに微生物、植物、動物、ヒト、環境などの幅広い社会ニーズに対応できる専門家を社会に送り出すことを目的として、既設の 2 学科を統合する形で生物生命学科を設置した。応用微生物工学科を基礎とする「生物機能科学コース」と応用生命科学科を

基礎とする「応用生命科学コース」の2つの特色あるコースを設けることで、学科間の垣根を取り払い、より多様で機能的な学びを修得できる体制となった。生物生命学科は令和7年度に完成年度を迎えたが、学部から博士前期課程、博士後期課程に至るまで、学生が各専門分野における教育・研究を継続的に深化させることができるような接続を目指し、学部の体制に合わせ、既設の応用微生物工学専攻および応用生命科学専攻を廃止し、両専攻を統合する形で生物生命学専攻を設置する。

新設専攻は、生物工学分野と生命科学分野を柱としている。生物工学分野では、微生物の機能を活かした発酵食品や健康寿命を延ばす天然素材の機能性食品の開発、地球環境の保全等を、生命科学分野では、癌治療の研究、免疫系解析の医療応用、細胞工学的医薬品開発、人工臓器、再生医療、新医療機器の開発等を研究対象とし、分野横断的・学際的・複合的な研究教育を行う（【資料1】参照）。

博士前期課程においては、学士課程の教育により得られた成果を発展させ、生物工学と生命科学の基盤的・先端的な専門知識・技能を修得し、「いのちとくらし」を支え、社会のために役立てることができる人材の育成を目指す。既設の応用微生物工学専攻・応用生命科学専攻の特色であった生物工学・生命科学の幅広い専門的知識を修得しながら研究能力を高め、他者と協力して問題を解決でき、創造性や独創性が豊かで社会に活躍できる人材を養成する。

さらに、博士後期課程においては、博士前期課程で得られた成果をより発展させ、研究分野に関連する基盤的・先端的な専門知識、技能を修得させ、「いのちとくらし」の専門分野におけるより一層の研究能力と高度な専門性を必要とする職業を担う能力を育成し、各専門分野における指導的かつ国際的に自立して活躍できる人材を養成する。

新設専攻では、これまでに述べた人材養成像より、以下の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を設定する。

#### 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

##### 〔博士前期課程〕

本専攻は、カリキュラム・ポリシーに沿った授業科目を履修し、基準となる単位数以上を修得するとともに、生物生命学分野における幅広い専門知識、協調性、創造性および独創性を身につけ、学位論文の審査および試験に合格した者に修士（工学）の学位を授与する。

##### 〔博士後期課程〕

本専攻は、カリキュラム・ポリシーに沿った授業科目を履修し、基準となる単位数以上を修得するとともに、生物生命学分野における高度な専門知識および国際性を身につけ、学位論文の審査および試験に合格した者に博士（工学）の学位を授与する。

今後の日本の科学技術政策や産業構造の流れを見ると、生物工学分野および生命科学分野の人材需要は、少なくとも中長期的には「縮小」より「質の変化を伴う拡大」が想定されている。ライフサイエンスは、医薬・再生医療だけでなく、農林水産、食品、環境・エネルギー産業の競争力強化や新産業創出につながる技術として位置づけられている。そのため、生物工学や生命科学の専門性に加えて、データサイエンス、材料、情報工学などとの「異分野融合」が前提になりつつある。新領域開拓には他分野との融合が不可欠であり、その担い手の育成が課題となることから、産業界とアカデミアをつなげる人材への期待が大きいと考えられる。

また、文部科学省の「博士人材活躍プラン」において、2040年までに人口100万人あたりの博士号取得者数を世界トップレベルに引き上げることという大きな目標が掲げられている。博士人材がアカデミアだけでなく、産業界・行政・教育現場など多様な分野で活躍できる社会をつくることが方針として示されており、博士人材の需要は今後ますます高まることが予想される。研究開発だけでなく、経営戦略、人材育成、政策、スタートアップなど「高度専門性＋汎用的スキル」を活かすポジションが増え、民間でのポストも拡大が期待される。

## ②研究科、専攻等の名称及び学位の名称

生物工学と生命科学を学ぶ専攻であるため、基礎となる生物生命学部生物生命学科と同じく生物生命学専攻とする。

生物生命学専攻は理学、農学、薬学、医学および工学の境界領域に位置するが、各専門分野への工学的アプローチを必要とする教育研究を行うため、これまでと同じく学位は修士（工学）および博士（工学）とする。

研究科の名称：工学研究科 Graduate school of Engineering
専攻の名称：生物生命学専攻 Division of Biotechnology and Life Sciences
学位の名称：修士（工学）、博士（工学） Master of Engineering , Doctor of Engineering

## ③教育課程の編成の考え方及び特色

新設専攻の博士前期課程では、以下のカリキュラム・ポリシーのもと、人々の「いのちとくらし」を支える生物生命学の分野で活躍できるスペシャリスト（修士）を養成する。

## 教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）

### 〔博士前期課程〕

本専攻は、本学大学院の教育理念に沿って、生物生命学の方野で活躍できる人材を養成するため、次の方針でカリキュラムを編成する。

- （１）生物生命学の食品、環境、医薬の各分野における専門的知識と高度な技術を身につけた技術者・研究者を養成する。
- （２）研究活動を通じて、価値ある研究成果を創出し社会に貢献できる技術者・研究者となるため、協調性、創造性、独創性を養う。
- （３）専門分野において国際的に活躍できる人材を養成するため、国際化教育を推進する。

新設専攻の教育課程は、既設の２専攻（応用微生物工学専攻および応用生命科学専攻）と同様に、生物生命学の二分野である生物工学分野および生命科学分野を対象とし、化学・生化学を主たる研究手法とする教育研究方針を継承する。【資料 2】に示すとおり、両分野に配置された講座（生物工学分野 5 講座、生命科学分野 4 講座）の特色を活かし、各講座の特論および研究実験に加えて、講座共通科目および講座関連科目を配置することで、演習、実験、研究を通じた専門教育を行う。

必修科目である特別演習（ゼミナール）および特別研究においては、生物工学分野では、生物工学の知見を活用した新たな環境改善技術や食品機能の開発に関する研究指導を行い、生命科学分野では、最先端の研究成果に基づき、医薬品や診断技術の開発、ならびに地球環境の保全に資する研究指導を行う。両分野における研究は、いずれも国際的にも高い水準にある新規性と学術的深度を有する成果の創出を目指している。

また、学生は所属講座に配置された特論および研究実験を必ず履修する一方で、他講座の特論科目についても、関心や研究テーマに応じて履修できるよう配慮している。これにより、特定の専門領域に限定されることなく、生物工学および生命科学に関する横断的かつ幅広い学修と研究が可能な教育課程とする。

このように、生物工学・生命科学に関する確かな知識を修得したうえで研究を遂行し、学界の評価に耐え得る世界水準の研究成果を発信することが、新設専攻の教育課程における第一の特色である。さらに、学生が各専門分野における教育・研究を継続的に深化させることができるよう、教育課程、教員組織、研究指導体制および学生支援体制を、体系的かつ一体的に構築している。

上記の教育を通じて人間形成を図り、国内のみならず国際的に活躍できる技術者および研究者を養成し、社会に送り出すことも本専攻の教育目的としている。これが新設専攻の教育課程における第二の特色である。

以上により、新設専攻は、養成する人材像およびディプロマ・ポリシーに掲げる能力を備えた人材を育成するための教育計画として編成しており、カリキュラム・ポリシーとも整合している。いずれの分野においても、必修科目および選択科目を適切に履修することにより、標準修業年限内での修了が可能な教育課程とする。

新設専攻の博士後期課程では、以下のカリキュラム・ポリシーのもと、博士前期課程の内容を発展させ、高度な専門性をもつ指導を特別演習と特別研究で行い、一層の研究能力と専門性をもつ、生物工学・生命科学の分野で活躍できるスペシャリスト（博士）を養成する（【資料 3】参照）。

#### 教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）

##### 〔博士後期課程〕

本専攻は、本学大学院の教育理念に沿って、生物生命学の分野で活躍できる人材を養成するため、次の方針でカリキュラムを編成する。

- （1）生物生命学の食品、環境、医薬の各分野における専門的知識と高度な技術を身につけた技術者・研究者を養成する。
- （2）研究活動を通じて、価値ある研究成果を創出し社会に貢献できる技術者・研究者となるため、協調性、創造性、独創性を養う。
- （3）専門分野において国際的に活躍できる人材を養成するため、国際化教育を推進する。

#### ④教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

新設専攻博士前期課程の授業は、【資料 2】に示す配当年次で各科目を講義、演習、実験ならびにそれらの併用で行う。生物工学分野 5 講座では、既設の応用微生物工学専攻を引き継いで食品や環境に係わる教育に、生命科学分野 4 講座では既設の応用生命科学専攻を引き継いで医薬・医療に係わる教育に力を注ぎ、講座独自の特論や研究実験、講座共通科目、講座関連科目を開講する。その他の科目については、より多様で機能的な学びの修得を可能にするため、他講座の科目を履修できるようにする。さらに、必修科目の機器分析実験においては、各講座に特徴的な実験を提示し、学生の希望に沿って実施できるようにする。

博士前期課程を修了するためには、2 年以上在学（休学期間は在学期間に含まない）し、必修科目の単位を含めて 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。また、講座独自の特論と研究実験を設定し、必ず履修させている。履修する科目の選択ならびに学位論文の作成については、所属する講座の指導教授が行い、授業担当教員が補助する。2 年次においても各講座の教員が未修得科目の履修指導、就職等の進路指導を行う。履修モデルは【資料 4】のとおりである。博士前期課程修了までのスケジュール等は【資料 5】のとおりとし、以下のプロセスで研究指導を行う。

##### 1) 研究題目の決定

1 年次の前期オリエンテーションにおいて、博士前期課程修了までの履修や各種手続き等にかかる概要、3 ポリシー、履修モデル等の説明を行う。分野に基づいた前期授業

科目の履修指導を行い、履修登録を完了させる。指導教員は研究指導計画を策定、研究指導体制を整備し、研究題目を決定する。

## 2) 研究の遂行および指導

学生は研究計画に従い研究を遂行する。指導教員は必要に応じて、研究題目、研究方法、研究手順の修正等の指導を行う。

## 3) 中間発表

研究の進行状況や研究成果を確認するため、1年次12月頃に修士論文の中間発表を実施する。必要に応じて研究の計画と内容の再確認を行う。

## 4) 研究の遂行、修士論文の作成およびその指導

中間発表までの研究成果をもとに修士論文の作成を行う。指導教員は発表内容に関わる問題点等を指摘、助言する。必要に応じて、研究題目、研究方法、研究手順の修正等の指導を行う。

## 5) 修士論文審査

2年次12月上旬に修士論文審査願を提出する。2月中旬に修士論文の発表会と最終試験を実施し、発表の質疑応答によって修正した修士論文を、主査を通して専攻長へ提出する。専攻長は、修士論文最終試験結果の報告書を研究科委員会に提出する。その後、3月上旬に開催の研究科委員会にて学位認定の審議を行い、合否を決定する。

新設専攻博士後期課程の授業は、【資料3】に示す配当年次で特別演習（ゼミナール）と特別研究を行う。博士後期課程を修了するためには、3年以上在学（休学期間は在学期間に含まない）し、必修科目20単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで博士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。履修指導、研究指導ならびに学位論文の作成については、所属する講座の指導教授が行い、授業担当教員が補助する。履修モデルは【資料6】のとおりである。博士後期課程修了までのスケジュール等は【資料7】のとおりとし、以下のプロセスで研究指導を行う。

### 1) 研究題目の決定

博士後期課程の入学希望者には、出願前にあらかじめ志望専攻の指導教員との入学後の研究計画および研究テーマについて調整し、入学後のスケジュール等を打合せの上、出願手続きを行うよう促している。

1年次の前期オリエンテーションにおいて、博士前期課程修了までの履修や各種手続き等にかかる概要、3ポリシー、履修モデル等の説明を行う。分野に基づいた前期授業科目の履修指導を行い、履修登録を完了させる。指導教員は研究指導計画を策定、研究指導体制を整備し、研究題目を決定する。

### 2) 研究の遂行および指導

学生は研究計画に従い研究を遂行する。指導教員は必要に応じて、研究題目、研究方法、研究手順の修正等の指導を行う。1年次の1年間の研究進捗を確認し、総括する。2年次4月には改めて履修指導、研究計画の修正を行う。

### 3) 中間発表

研究の進行状況や研究成果を確認するため、2年次後期に博士論文の中間発表を実施する。必要に応じて研究の計画と内容の再確認を行う。また、2年次の1年間の研究進捗を確認し、総括する。

### 4) 研究の遂行、修士論文の作成およびその指導

中間発表までの研究成果をもとに修士論文の作成を行う。指導教員は発表内容に関わる問題点等を指摘、助言する。必要に応じて、研究題目、研究方法、研究手順の修正等の指導を行う。

### 5) 博士論文審査

3年次1月上旬に博士論文審査願・学位論文・学位論文要旨・論文目録・履歴書・参考論文等を教務課に提出し、審査委員（主査1名および副査2名以上）案を専攻長に提出する。2月上旬に論文審査・論文公聴会・最終審査を行い、主査から専攻長へ審査結果を報告する。専攻長は研究科委員会へ審査結果を報告する。その後、3月上旬に開催の研究科委員会にて学位認定の審議を行い、可否を決定する。

研究の倫理審査体制については、文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」および「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、社会の要請に応えられるように、以下のガイドライン、規程および取扱い細則等を定めている。これらに従って、機関内の責任体制を明確にし、公的研究費の適正な運営・管理および健全な研究活動の推進に取組み、不正行為を未然に防ぐ体制を整えている。

- ・崇城大学学術研究倫理に関するガイドライン【資料8】
- ・崇城大学における公的研究費の運営・管理体制【資料9】
- ・崇城大学公的研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為の防止に関する規程【資料10】
- ・崇城大学利益相反マネジメント規程【資料11】
- ・研究活動上の不正行為に係る調査手続き等に関する取扱い細則【資料12】

コンプライアンス教育については、本学の研究活動に携わる構成員等（教員、職員、学生、補助員を含む）を対象に、外部講師による研究倫理・法令・ルール等の理解と遵守を目的としたコンプライアンス研修会を毎年実施している。研究倫理教育については、構成員等に対して日本学術振興会のWEB版の研究倫理eラーニングコースの受講を義務づけ、研究倫理教育を徹底している。

動物を使用する研究については、文部科学省の基本方針と日本学術会議が策定したガイドラインを踏まえ、「崇城大学動物実験指針」および「崇城大学動物実験倫理委員会規則」を遵守し実施している。人を対象とした研究については、文部科学省・厚生労働省が示した「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」を踏まえ、「崇城大学人を対象とする研究倫理規程」「崇城大学人を対象とする研究倫理審査委員会規程」および「崇城大学人を対象とする医学系研究倫理審査委員会規程」を遵守し、実施している。

## ⑤基礎となる学部との関係

新設の生物生命学専攻では、基礎となる生物生命学部から博士前期課程、博士後期課程に至るまで、学生が各専門分野における教育・研究を継続的に深化させることができるよう、教育課程、教員組織、研究指導体制および学生支援体制を体系的かつ一体的に構築する。基礎となる生物生命学部との関係については【資料 13】に示すとおりである。

生物生命学部は生物生命学科の単学科であり、同学科には生物機能科学コースおよび応用生命科学コースの 2 コースを設置している。新設専攻においては、生物機能科学コースが生物工学分野に、応用生命科学コースが生命科学分野にそれぞれ対応しており、学部段階から大学院課程への円滑な接続を図るとともに、学生の専門性に応じた研究指導体制を整備する。生物生命学部生物生命学科を卒業し、博士前期課程の各分野を修了した学生が、博士後期課程においても同一または関連する研究テーマのもとで研究を継続、発展させることが可能となっている。このように、学部から大学院後期課程まで一貫した教育・研究指導を受けられる体制を、学部および専攻が連携して構築する計画である。

## ⑥「大学院設置基準」第 2 条の 2 又は第 14 条による教育方法の実施

### ア 標準修業年限

博士前期課程：2 年

博士後期課程：3 年

### イ 履修指導及び研究指導の方法

教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間または時期に授業、研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うこととし、昼夜開講な履修形態や教育方法等について弾力化を図っている。個別指導においては、指導教員との面談を対面だけでなくオンライン面談、メール指導、チャットツールの活用など、学生の都合に合わせて履修指導および研究指導を調整する。

### ウ 授業の実施方法

オンライン授業やオンデマンド授業等で地理的制約を受けずに履修可能な体制を図るほか、夜間その他適当な時間での開講、夏季・冬季休暇に集中講義としてまとめて授業を実施するなど、学生の都合に合わせて講座および担当教員と相談のうえ対応することとなる。

### エ 教員の負担の程度

大学院の指導教員および担当教員は学部教育も担当するため、学部および博士前期課程のカリキュラム運営の見直しや担当時間数の調整を行い、過度の負担にならないように留意する。

オ 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置  
 キャンパス内には、⑩施設・設備等の整備計画（イ、ウ）で示す施設設備および図書館を整備しており、社会人学生においても同様に利用することが可能である。

授業支援、研究サポート、諸手続き等の学生の厚生については、大学全体で必要な職員を配置しており、社会人学生についても十分な配慮を行う。

#### カ 入学者選抜の概要 等

入学者選抜については、⑧入学者選抜の概要において示すとおりである。出願前にあらかじめ志望専攻の指導教員との入学後の研究計画および研究テーマについて調整を行い、入学後のスケジュール等を打合せのうえ出願手続きを行うこととしている。

#### キ 博士課程の場合、必要とされる分野であること

高齢化が続く社会では、がん、認知症、生活習慣病などの対策が長期的なテーマであり、創薬、再生医療、医療機器、生体材料などの開発を担う生物工学や生命科学人材の必要性は今後も高いと見込まれる。また、バイオテクノロジーは健康や医療に限らず、食・環境・エネルギーにも直結しており、資源制約や気候変動が進む中でも不可欠な分野であると言える。さらに近年は、AI や情報科学との融合が進んでおり、デジタル技術を駆使しながら分野横断的に活躍できる人材育成が求められている。

#### ク 大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの教員組織の整備状況 等

大学院の教員は、基礎となる学部教員のうち、大学院教員の任用手続きを経た教員を専任教員として配置している。大学院の教育・研究の趣旨と大学院設置基準および関係法令に従うとともに、専攻ごとに選考基準を設け、各領域における教育実績、研究実績等について高いレベルを有する教員を任用している。

### ⑦取得可能な資格

博士前期課程

資格名	資格区分 (国家・民間)	資格取得・ 受験資格取得	資格取得が修了要件か・ 追加科目の履修が必要か
中学校教諭専 修免許状（理 科）  高等学校教諭 専修免許状 （理科）	国家資格	資格取得が可能	資格取得は修了要件ではない。 学部において中学校教諭一種免許状または高等学校教諭一種免許状を取得した者もしくは取得要件を満たした者が、修了要件単位に含まれる科目のうち、「教科及び教科の指導方法に関する科目」の履修が必要。

## ⑧入学者選抜の概要

新設専攻では、「いのちとくらし」に貢献できる人材の育成を目指して、次のような人を受け入れる。

### 学生受入の方針（アドミッション・ポリシー）

#### 〔博士前期課程〕

本専攻は、生物生命学の基盤的・先端的な専門知識・技能を体系的に学修し、「いのちとくらし」を支える高度専門人材の育成を目指し、次のような人を受け入れる。

- (1) 生物生命学に深い関心をもち、その修得に必要な基礎学力と探究心を有する人。
- (2) 修得した知識と技術を基盤として、研究者、技術者、教育者として社会に貢献する意欲を持つ人。
- (3) 将来、協調性と高い倫理観、国際的視野を備えた技術者・研究者になるための努力を惜しまない人。

#### 〔博士後期課程〕

本専攻は、生物生命学の基盤的・先端的な専門知識・技能を体系的に学修し、「いのちとくらし」を支える高度専門人材の育成を目指し、次のような人を受け入れる。

- (1) 生物生命学に深い関心をもち、その修得に必要な基礎学力と探究心を有する人。
- (2) 修得した知識と技術を基盤として、研究者、技術者、教育者として社会に貢献する意欲を持つ人。
- (3) 将来、協調性と高い倫理観、国際的視野を備えた技術者・研究者になるための努力を惜しまない人。

新設専攻博士前期課程の入学定員は既設の 2 専攻の入学定員（応用微生物工学専攻 10 名、応用生命科学専攻 10 名）の合計である 20 名とする。博士後期課程の入学定員についても、既設の 2 専攻の入学定員（応用微生物工学専攻 5 名、応用生命科学専攻 5 名）の合計である 10 名とする。上記のアドミッション・ポリシーのもと、新設専攻では既設専攻と同様に、大学院推薦入学試験（博士前期課程のみ実施）および大学院入学試験（前期日程・後期日程）による選抜を行う計画である。各選抜制度の選抜方法および選抜基準等は、以下の予定としている。

#### ●大学院推薦入学試験（博士前期課程）【募集人数：若干名】

専攻の推薦入試における出願資格を満たし、崇城大学を卒業見込みの者を対象として実施する。出願書類、面接により総合的に選考する。

●大学院入学試験（博士前期課程）【募集人数：20名】

出願書類、科目試験および面接により総合的に選考する。科目試験は専門科目Ⅰ（化学または有機化学）、専門科目Ⅱ（生化学）としている。

●大学院入学試験（博士後期課程）【募集人数：10名】

出願書類、科目試験および面接により総合的に選考する。科目試験は専門試験（筆記または口述）および外国語（英語）としている。

本学の目指す教育・研究を広く社会に開放することを目的として、社会人の入学者に対し、大学院における履修形態や教育方法等について弾力化を図っている。出願資格に加えて次のいずれかに該当する者に対しては、開講日や履修方法等について相談のうえ、特別な配慮を行うことがある。

- 1) 入学志願時において、各種の起業、研究機関または教育機関に正規職員として勤務し、入学後も身分を有し、所属長より推薦を受けた者
- 2) 本研究科の研究領域に関連した職種に2年以上勤務し、その業績が高く評価されると認められる者。

具体的な配慮については、⑥「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施において述べたとおりである。出願前にあらかじめ志望専攻の指導教員との入学後の研究計画および研究テーマについて調整を行い、入学後のスケジュール等を打合せのうえ出願手続きを行うこととしている。

留学生の受け入れにおいては、日本語能力の確認は上記の入学試験における面接にて行う。また、外国からの受験者で一定の語学レベルに達していると認められた者は、外国語（英語）試験を免除している。経費支弁能力は、留学生のほとんどが適用されている授業料減免の手続きにおいて、支弁者の年収や仕送り額を国際交流センターが確認する。在籍管理は、指導教員による個別面接や、国際交流センターにおける出席状況確認により状況を把握し、適宜指導を行う。

### ⑨教育研究実施組織の編制の考え方及び特色

大学院の教員は、基礎となる学部教員のうち、大学院教員の任用手続きを経た教員を専任教員として配置している。大学院の教育・研究の趣旨と大学院設置基準および関係法令に従うとともに、専攻ごとに選考基準を設け、各領域における教育実績、研究実績等について高いレベルを有する教員を任用している。

新設専攻の完成年度における教員組織は、博士前期課程では応用微生物工学専攻から異動する教員12名と応用生命科学専攻から異動する教員11名の計23名（指導教員16名、授業担当教員7名）の教員、博士後期課程では応用微生物工学専攻から異動する教員11名と応用生命科学専攻から異動する教員10名の計21名（指導教員15名、授業担当教員

6名)の教員からなり、大学院設置基準が定める必要な専任教員数である7名(研究指導教員4名、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて7名以上)を大きく上回っている。全員が博士号を有しており、理学、農学、工学、薬学博士号を有する多彩な教員が、「食」から「医」まで、さらに微生物、植物、動物、ヒト、環境などの幅広い社会ニーズに対応できる生物工学・生命科学の専門家を育成する。【資料2】に示すように、専任教員が授業科目のほとんどを担当し、一部の科目において外部講師を起用する。

教員組織の年齢構成は、【資料14】に示すとおり計画している。ベテラン教員が中堅・若手教員を牽引・育成する体制となっており、教育研究水準の維持向上および教育研究の活性化に支障はない。なお、【資料15】に示す本学園の定年規程(就業規則)では教育職員の定年を65歳としているが、他大学を定年退職後に本学に着任となったために同規程で定める再就職者に該当し、定年年齢を68歳として採用の教員が1名おり、理事会の承認を得ている。また、完成年度までに定年に達する教員が2名いるが、設置に必要な教員数を満たしており、当該教員の担当する講座において担当科目等の引き継ぎ体制も確保されているため、教育研究実施組織の継続性に問題はない。

研究活動等の運営や厚生補導等においては、大学全体で必要な職員を配置しており、授業支援、研究サポート、諸手続き等の学生支援について、基本的には学部と同様の体制で十分な支援を行う。学長のリーダーシップの下に教育研究活動のための運営管理体制を構築するとともに、教職協働で大学運営を適切に行っていく。

## ⑩研究の実施についての考え方、体制、取組

研究施設として、各学科棟の研究室・実験室の他に「エネルギーエレクトロニクス研究所」、「DDS(Drug Delivery System)研究所」、「共通機器管理運営センター」、「衝撃先端技術研究センター」、「ものづくり創造センター」、「IoT・AIセンター」「英語学習施設 SILC(SOJO International Learning Center)」を有している。各研究所やセンター等の規程に基づき運営委員会を組織して、予算、施設・設備などに係る事項を審議し、組織の円滑な運営を図っている。

研究活動の支援組織としては、「地域共創センター」を設置している。科学研究費助成事業等の申請や外部資金の受け入れ、知的財産の創出・権利化等に関しての支援を行うとともに、研究活動の成果を地域に還元し、地域社会の発展に寄与する活動も行っている。令和5年度からは、本学を退職した教員1名をURA(University Research Administrator)として雇用し、特に若手教員の支援を目的として、科研費申請に係る研究計画について助言するとともに計画調書の添削を行っている。URAの役割は、1) 科研費不採択申請書の継続的なブラッシュアップ支援、2) 定期的な面談による研究の進め方のコンサルティング、3) 共同研究の始め方指導および企業と研究者のマッチング、4) 大型研究予算の申請支援(評価ポイントの教授、全体像の構築支援、マッチング等)、5) 博士後期課程の学生に対するキャリアパス支援、6) その他、大学のリサーチアドミニストレーションに必要な事項の検討、としている。

これとは別に、科研費計画調書については、希望に応じて、科研費審査員経験者や採択実績が豊富な教員に助言を受けることができる制度を設けている。また、研究活動支援プログラム (SRAP) 運営委員会との連携の下、科研費申請に関する講演会を開催している。本学の博士人材育成の活性化のため、「日本学術振興会特別研究員 DC」への応募を促すための説明会を開催するとともに、URA による申請書の添削支援を行っている。さらに、受託・共同研究の推進のために、本学の研究シーズと産業界のニーズをマッチングさせる交流の場として「SOJO コラボ技術交流会」を開催している。

## ⑪施設・設備等の整備計画

### ア 校地、運動場の整備計画

新設専攻および基礎となる学部を設置する池田キャンパスは、熊本県の県庁所在地である熊本市に所在する。キャンパス周辺が熊本市環境基本条例に基づいた緑地指定（キャンパスの一部が環境保護地区）を受けており、自然に囲まれた広大な学修環境を整備している。校地、校舎は大学設置基準に定められている面積を上回っている。また、大学の前には、熊本駅から約 5 分（JR 鹿児島本線を利用）の距離となる最寄り駅「崇城大学前駅」があり、良好なアクセス環境にある。

新設専攻が使用する建物に隣接する「SoLA (Sojo Luminous Auditorium)」の 1 階は食堂兼カフェとなっており、さらに SoLA の前は中庭になっているため、休息や学生の交流のためのスペースを十分に確保している。

本学は、「健康で徳・智を備え科学的思考のできる優れた人材の育成」を根本的な建学の精神としており、健康な肉体を育むための環境が重要であると考えている。運動施設として体育館、陸上競技場、野球場、ソフトボール球場 2 面、テニスコート 6 面、屋内野球練習場、弓道場、射撃場、プール、フットサル場を備えている。運動施設は、学部の基礎教育課程において「健康スポーツ教育」等で当該運動施設を利用して実施している他、課外活動においても利用しており、大学院においても共用の施設となっている。

### イ 校舎等施設の整備計画

新設専攻の基礎となる学部である生物生命学部の施設並びに設備を共用する。生物生命学部は E 号館、G 号館、H 号館を使用しており、講義室、実験室、卒研室、教員の研究室を整備している。3 棟は隣接しており、建物を渡り廊下で繋いでいるため、往来に不自由はない。講義室については、約 100 名収容の講義室が 7 室（E 号館 1～4 階）あり、約 250 名収容の大講義室（H 号館 2 階）も備えている。さらに、SoLA の 2 階にアクティブラーニング教室（収容人数可変）、3 階に 832 席の階段式の大講義室もあり、十分な講義スペースを確保している。実験機材が整備された学生実験室が 4 室（E 号館 1 階、H 号館 1～2 階）あり、専門分野に応じて学生実験を行うことができる。各講座には、実験室と実験設備が完備されており、大学院実験室や研究室（自習室）も設けられているため、修了研究を十分に行うことができる。【資料 16】は大学院学生の研究室

内配置の一例である。また、学科内に自律学修の場として学科 SALC が設置されており、図書館とは別に、専門分野に合わせた教材・環境が整えられている。学部と大学院で教室等を共用することになるが、同一の運用が可能であり、新専攻および既設学部において教育上の支障は生じない。

#### ウ 図書等の資料及び図書館の整備計画

図書館本館（約 6,800 m<sup>2</sup>）は、新専攻と同一のキャンパスに所在し、学部・研究科における教育研究活動を行うために必要な図書資料 21.9 万冊を所蔵し、視聴覚資料 4,107 点、学術雑誌 5,780 誌、新聞 11 紙を受け入れている。その他の資料として、電子ブック 2,861 冊、電子ジャーナル 4,823 誌、データベース 6 種などを設置している。図書館本館の閲覧席は 499 席設置しており、3 階をサイレントエリア、1・2 階をグループ学習可能なエリアに分けている。全学の AL スペース（SALC）として可動機などを設置している 1 階は、自律学習およびグループごとのディスカッションや授業に活用されている。

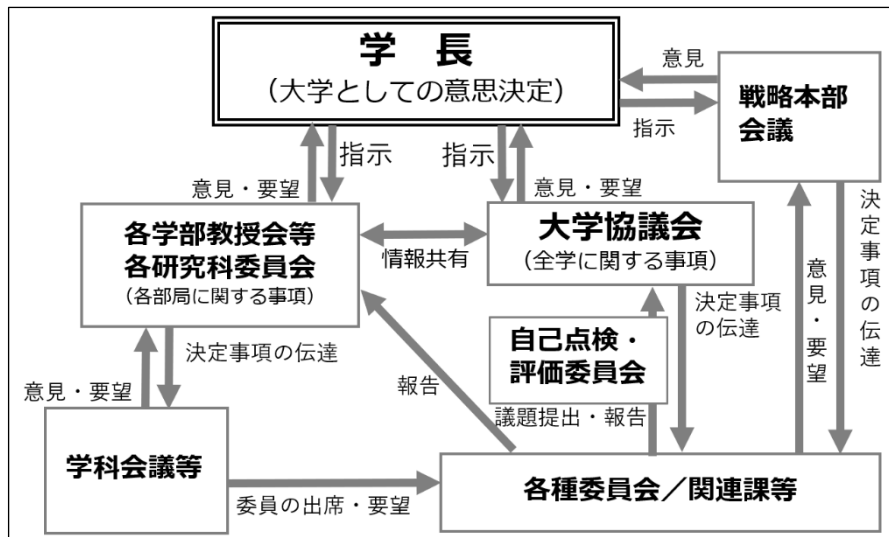
学生の学修に配慮した図書館利用環境においては、図書館本館の他、芸術学部薬学部ならびに空港キャンパスに図書室を設置し、SILC（英語学習施設）内にある SALC には TOEIC などの英語試験対策問題集や文法、スピーキング等の多読書のほか、英語の視聴覚資料も設置している。

### ⑫管理運営

本学の大学院学則第 7 条に基づき、工学研究科・芸術研究科・薬学研究科に研究科委員会をそれぞれ置いている。研究科委員会は毎月開催し、法令および学内の規則等によって、学長が決定を行うに際して意見を述べる審議機関として位置づけている。学内の各種委員会において検討した教育研究等に関する事項の結果は、研究科委員会に提案し、審議後、学長が決定を行う。学校教育法第 93 条第 2 項に規定されている、教授会に意見を聴くことが必要である教育研究に関する重要な事項については、各研究科委員会規則ならびに「学部教授会、大学院研究科委員会及び総合教育センター運営委員会の審議事項に関する内規」において明確に規定しており、これらの規則等は、崇城大学ポータル（教職員向け）にて閲覧することができる。

また、学則第 12 条および「崇城大学協議会の運営に関する規程」に基づき、学長、副学長、各学部長、研究科長等の主要な役職者等によって構成する大学協議会を設置している。大学協議会は、全学的な教育研究および行事に関する事項等について審議し、学長の決定に資する意見・提案を行う機能を有している。

さらに、理事長、学長、副学長、事務局長等によって構成する戦略本部会議を設置している。戦略本部会議は、学園および大学の運営に関する事項について、理事長および学長が決定を行うに際して意見を述べる諮問機関として位置づけている。



### ⑬自己点検・評価

自己点検・評価を通じて内部質保証を行うための実施体制として、「自己点検・評価委員会」を設置している。委員会は、委員長（学長）、副学長、学部長、教務部長、事務局長、外部識者、その他に委員長が必要と認めた者として関係各課長等で構成している。

点検・評価の項目は、本学が大学機関別認証評価として受審している公益財団法人日本高等教育評価機構において定められた基準等を参考に設けており、本学の教育水準の向上のために定期的に自己点検・評価を行っている。令和7年度に実施した際の項目は、「使命・目的」「内部質保証」「学生」「教育課程」「教員・職員」「経営・管理と財務」に加えて、大学独自に設定した項目として、「社会貢献」「国際交流」の8項目としている。

直近の認証評価の受審は令和4年度であり、公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審し、同機構が定める大学評価基準に適合していると認定された。次回は令和11年度に受審する予定としている。

自己点検・評価委員会が取りまとめた自己点検・評価の結果は、学長決裁の後に大学ホームページで学内外に公表している。本学の教職員は、結果を真摯に受け止め、改善すべき事項について適切な措置を講じ、本学の教育研究水準の向上および適切な管理運営に努めている。

【大学ホームページー大学評価】

<https://www.sojo-u.ac.jp/about/information/evaluation/>

### ⑭情報の公表

教育研究活動等の状況に関する情報について、公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させることを目的とし、積極的に情報の公表を行っている。以下の項目について、大学ホームページに公開している。

## ア 大学の教育研究上の目的及び3つのポリシーに関すること

- ・ 建学の精神、教育体系、基本理念
- ・ 学部・学科・研究科・専攻の概要等
- ・ 学部・学科の教育研究上の目的
- ・ 大学院・研究科の教育研究上の目的

<https://www.sojo-u.ac.jp/about/information/announcement/>

(教育研究活動等情報の公表 > 【1】教育研究上の目的)

## イ 教育研究上の基本組織に関すること

- ・ 教育研究上の目的
- ・ 教育研究上の基本組織 (組織図)

<https://www.sojo-u.ac.jp/about/information/announcement/>

(教育研究活動等情報の公表 > 【1】教育研究上の目的－学部・学科・研究科・専攻の概要等)

(教育研究活動等情報の公表 > 【2】教育研究上の基本組織)

## ウ 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

- ・ 大学設置基準上必要な専任教員数および所属別教員数
- ・ 専任教員の年齢構成
- ・ 教員一人あたりの学生数
- ・ 専任教員と非常勤教員の比率
- ・ 研究業績データベース (研究者総覧)

<https://www.sojo-u.ac.jp/about/information/announcement/>

(教育研究活動等情報の公表 > 【3】教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績)

## エ 入学者の選抜に関すること

- ・ 入学者選抜の方針
- ・ 入試制度一覧
- ・ 過年度入試問題および出題方針
- ・ 入試統計情報
- ・ 資料請求
- ・ イベント・オープンキャンパス 等

<https://www.sojo-u.ac.jp/examination/>

<https://www.sojo-u.ac.jp/nyushi/> (入試サイト)

オ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数に関すること

【入学者状況】

- ・ 学部学科入学者受入方針（アドミッションポリシー）
- ・ 大学院入学者受入方針（アドミッションポリシー）
- ・ 学部学科入学定員・収容定員
- ・ 大学院入学定員・収容定員
- ・ 編入学・転入学定員
- ・ 学部学科入学者数・在学学生数
- ・ 大学院入学者数・在学学生数
- ・ 学部入学者数推移（5カ年）
- ・ 大学院入学者数推移（5カ年）
- ・ 留学生数
- ・ 海外派遣学生数（3カ年）
- ・ 外国人留学生の出身国・地域別内訳
- ・ 退学・除籍・中退率
- ・ 留年者数
- ・ 社会人学生数

【卒業生状況】

- ・ 卒業生数・就職者数・進学者数（3カ年）
- ・ 大学院進学者数・進学率（3カ年）
- ・ 外国人留学生の進路状況
- ・ 就職状況
- ・ 学位授与数（3カ年）

<https://www.sojo-u.ac.jp/about/information/announcement/>

（教育研究活動等情報の公表＞【4】入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況【3】教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績）

カ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

- ・ シラバス・カリキュラムフロー（履修系統図）

<https://www.sojo-u.ac.jp/about/information/announcement/>

（教育研究活動等情報の公表＞【5】授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画）

キ 学修の成果に係る評価及び卒業または修了の認定に当たっての基準に関すること

- ・ 崇城大学学則
- ・ 崇城大学大学院学則
- ・ 学位規則
- ・ 各学部・各研究科履修規程
- ・ 大学院学位論文審査基準
- ・ 実務経験のある教員等による授業科目一覧表
- ・ GPA 制度について

<https://www.sojo-u.ac.jp/about/information/announcement/>

(教育研究活動等情報の公表＞【6】学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準)

ク 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

- ・ 池田キャンパス・空港キャンパス概要
- ・ 校舎等耐震化率および耐震化完了計画
- ・ 課外活動状況
- ・ 交通アクセス
- ・ 学生無料循環バス時刻表

<https://www.sojo-u.ac.jp/about/information/announcement/>

(教育研究活動等情報の公表＞【7】校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境)

ケ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

- ・ 入学金・学費等の諸費用
- ・ 住まい
- ・ 空港キャンパス学生寮の紹介

<https://www.sojo-u.ac.jp/about/information/announcement/>

(教育研究活動等情報の公表＞【8】授業料、入学料その他の大学が徴収する費用)

コ 大学が行う学生の修学、進路選択および心身の健康等に係る支援に関すること

【修学支援】

- ・ SILC
- ・ 図書館
- ・ 資格・免許
- ・ 主な資格支援講座
- ・ 各種奨学金
- ・ 学費サポートプラン

#### 【進路支援】

- ・進路サポート・就職情報

#### 【心身の健康支援】

- ・学生支援センター
- ・健康スポーツ支援・保健

#### 【留学生支援】

- ・国際交流

<https://www.sojo-u.ac.jp/about/information/announcement/>

(教育研究活動等情報の公表＞【9】大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること)

#### サ その他

- ・認証評価および自己点検・評価書
- ・動物実験について
- ・社会貢献活動
- ・産官学連携
- ・大学間連携
- ・授業評価アンケート
- ・学修時間調査
- ・卒業時アンケート調査

<https://www.sojo-u.ac.jp/about/information/announcement/>

(教育研究活動等情報の公表＞【10】その他)

#### ⑮教育内容等の改善のための組織的な研修等

教学全般について審議する組織である教務委員会の専門部会として、FD 委員会を置いている。FD 委員会は学科の代表者で構成され、授業アンケートの設計（見直し）と実施、FD 講演会の実施、シラバスのチェックなどを通じて、教育の内容や方法の改善を図っている。授業アンケートについては、自由記述も含めてアンケートの集計結果を担当教員にフィードバックしたり、授業アンケートの結果をもとに FD 委員会が選定する「ベストティーチング賞」を受賞した教員による、教授方法の実践例をまとめたレポートを『崇城大学紀要』に掲載したり、受賞教員の授業を他の教員が参観する機会を設けたりすることで、教授方法の見直し、改善に繋げている。また、授業実施マニュアルとして『授業の進め方』を毎年度内容の見直しを行いながら発行し、教育向上に役立てている。これらは主に学部教育を対象とした取り組みであるが、大学院での教育内容等の改善にも繋げることができる仕組みとなっている。

また、個々の教員の教育および研究の質の向上を目指し、教育研究等評価制度を構築している。大学の教育改革の方針等に基づいて、各教員は毎年度初めに「教育研究等に係る

計画調書」を、毎年度末に「教育研究等に係る実績調書」、教育研究活動データ、自己評価調書を作成し、提出する。この調書等を用いて各学科長・専攻長が一次評価案を作成し、それをもとに学部長・副学長を交えて一次評価会議を行う。その後の調整を経て、最終的に学長が教育・研究それぞれについての六段階での評価を確定し、改善コメントを含む評価表を個々の教員に交付している。この評価制度を、教育および研究の質の改善に活用している。

さらに、教職員に必要な能力および資質の向上を目的として、本学独自で計画した SD や外部研修への参加による SD を積極的に実施している。本学独自の SD としては、まず、新任の教職員に対して、本学の一員となったことを自覚し、円滑に業務を担えるよう、毎年 4 月上旬に新任者説明会を実施している。この説明会では、大学の方針・組織運営・諸手続きなどを説明している。併せて、本学の様々な手続きやルールを記載した「崇城大学教職員の手引き」を配布することで、新任者への説明を補完している。また、若手の教職員を対象に、グローバル意識の醸成および英会話能力の向上を目的として、本学の英語学習施設 SILC における英語教育環境を活用した英語研修（週 1 回）や海外短期研修（1～2 週間程度）を実施している。さらに、教育職員および教務職員については研究能力およびグローバルな人脈形成を目的として、事務職員については外国における大学運営の知識修得を目的として、長期（1 年以内）の海外研修制度を設けている。定期的な研修としては、全教職員を対象としたコンプライアンス、ハラスメントや学生支援に関する研修会も実施している。

外部研修としては、本学が加盟している「大学コンソーシアム熊本」の SD 委員会が主催する合同研修会に事務職員を参加させている。当該研修会では、新任者向け研修、中堅職員向け研修とその受講者対象の 1 年後のフォローアップ研修、管理職向け研修、業務分野別交流会が実施されており、毎年事務職員を派遣している。その他、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学協会九州支部（初任者・中堅職員研修会）、が主催する研修会や、各部署の専門業務に関わる説明会にも積極的に参加させている。

## 設置の趣旨等を記載した書類 添付資料

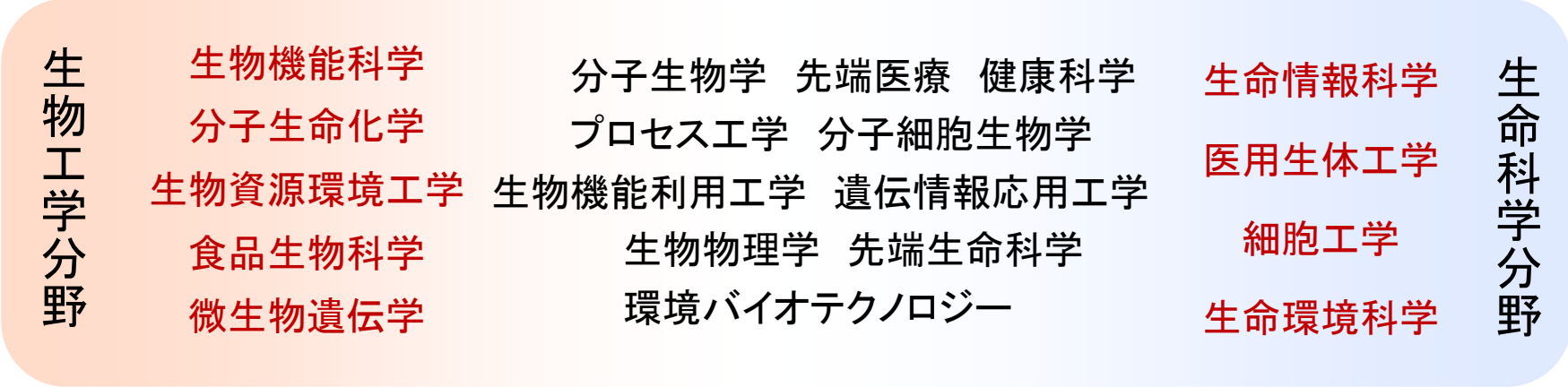
### 目次

【資料 1】 生物生命学専攻概要図	・・・ p.2
【資料 2】 教育課程等の概要（博士前期課程）	・・・ p.3
【資料 3】 教育課程等の概要（博士後期課程）	・・・ p.4
【資料 4】 履修モデル（博士前期課程）	・・・ p.5
【資料 5】 博士前期課程 学位取得までのスケジュール	・・・ p.6
【資料 6】 履修モデル（博士後期課程）	・・・ p.7
【資料 7】 博士後期課程 学位取得までのスケジュール	・・・ p.8
【資料 8】 崇城大学学術研究倫理に関するガイドライン	・・・ p.9
【資料 9】 崇城大学における公的研究費の運営・管理体制	・・・ p.11
【資料 10】 崇城大学公的研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為の防止に 関する規程	・・・ p.12
【資料 11】 崇城大学利益相反マネジメント規程	・・・ p.18
【資料 12】 研究活動上の不正行為に係る調査手続き等に関する取扱い細則	・・・ p.22
【資料 13】 基礎となる学部との関係図	・・・ p.29
【資料 14】 教員年齢構成	・・・ p.30
【資料 15】 定年規程（学校法人君が淵学園就業規則－抜粋－）	・・・ p.32
【資料 16】 大学院学生の研究室内見取図	・・・ p.33

# 生物生命学専攻

## 博士前期課程

生物工学・生命科学の分野横断的・学際的・複合的な研究・教育



食品・医薬・医療・環境などの幅広い分野で活躍できる  
生物工学・生命科学のスペシャリスト(修士)

## 博士後期課程

博士前期課程の内容を発展させ、一層の研究能力と高度な専門性をもつ、  
生物工学・生命科学の指導的かつ国際的なスペシャリスト(博士)

(用紙 日本産業規格A4縦型)

教育課程等の概要															
(生物生命学専攻 博士前期課程)															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
生物科学機	生物機能科学特論	1・2前	/	2			○			2					隔年、オムニバス 隔年、オムニバス 共同、※講義
	生物学特論	1・2後		2			○			1	1				
	生物機能科学研究実験	1・2		2				○		3	1				
命分化学子	分子生命化学特論	1・2前	/	2			○			1					隔年 隔年 ※講義
	蛋白質化学特論	1・2後		2			○			1					
	分子生命化学研究実験	1・2		2				○		1					
工源生 学環物 資境資	生物資源環境工学特論	1・2前	/	2			○			1					隔年 隔年、オムニバス 共同
	応用微生物工学特論	1・2後		2			○			1	1				
	生物資源環境工学研究実験	1・2		2				○		1	1				
物食 科品 学生	食品生物科学特論	1前	/	2			○			1					隔年、オムニバス 共同、※講義
	食品製造工学特論	1・2後		2			○			3					
	食品生物科学研究実験	1・2		2				○		3					
遺微 伝生 物学	微生物遺伝学特論	1・2前	/	2			○			1					隔年 隔年 ※講義
	応用微生物遺伝学特論	1・2前		2			○			1					
	微生物遺伝学研究実験	1・2		2				○		1					
報生 科命 学情	生命情報科学特論Ⅰ	1前	/	2			○			1	2				オムニバス オムニバス 共同、※講義
	生命情報科学特論Ⅱ	1後		2			○			1	2				
	生命情報科学研究実験	1・2		2				○		1	2				
体医 工用 学生	医用生体工学特論Ⅰ	1前	/	2			○			2			1		オムニバス オムニバス 共同
	医用生体工学特論Ⅱ	1後		2			○			1	1				
	医用生体工学研究実験	1・2		2				○		3	1		1		
工細 学胞	細胞工学特論Ⅰ	1前	/	2			○			1					隔年 隔年、オムニバス 共同、※演習
	細胞工学特論Ⅱ	1後		2			○			1	1				
	細胞工学研究実験	1・2		2				○		1	1				
境生 科命 学環	生命環境科学特論Ⅰ	1前	/	2			○			2					オムニバス オムニバス 共同、※講義
	生命環境科学特論Ⅱ	1後		2			○			2					
	生命環境科学研究実験	1・2		2				○		2					
講座 共通	特別演習(ゼミナール)	1・2	/	2				○		16	6		1		共同 1 隔年 共同、※講義 共同 隔年、分担
	アカデミック英語Ⅰ	1・2		2			○			1					
	アカデミック英語Ⅱ	1・2		2			○			1					
	機器分析実験	1前		2				○		16	6		1		
	特別研究	1・2		12				○		16	6		1		
	特殊講座	1・2		1・2				○		2					
講座 関連	有機化学反応論	1・2前	/	1			○			1					隔年 隔年 隔年 隔年 隔年 隔年 隔年 隔年 隔年 隔年、分担 隔年、分担
	天然物有機化学	1・2前		1			○			1					
	特別講義Ⅰ(分子生物学)	1・2前		1			○						1		
	特別講義Ⅱ(生物機能利用工学)	1・2後		1			○						1		
	特別講義Ⅲ(プロセス工学)	1・2前		1			○						1		
	特別講義Ⅳ(生物物理学)	1・2前		1			○						1		
	特別講義Ⅴ(分子細胞生物学特論)	1・2前		1			○						1		
	特別講義Ⅵ(先端医療・健康科学特論)	1・2前		1			○						1		
	特別講義Ⅶ(遺伝情報応用工学)	1・2前		1			○						1		
	特別講義Ⅷ(環境バイオテクノロジー概論)	1・2前		1			○						1		
	特別講義Ⅸ(先端生命科学)	1・2前		1			○						1		
	特別講義Ⅹ	1・2		2			○								
特別講義Ⅺ	1・2	1			○										
合計(46科目)		-	-	16	73・74	-	-	-	-	17	6	0	1	0	10
学位又は称号		修士(工学)		学位又は学科の分野				工学関係							
卒業要件及び履修方法								授業期間等							
当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査および最終試験に合格すること。所属する講座の教授を指導教授とし、履修する科目の選択ならびに学位論文の作成についてその指導を受けるものとする。								1学年の学期区分		4学期					
										※ただし、第1学期と第2学期を前期、第3学期と第4学期を後期として取り扱うことができる					
								1学期の授業期間		8週					
1時限の授業の標準時間		90分													

(用紙 日本産業規格A4縦型)

教 育 課 程 等 の 概 要															
(生物生命学専攻 博士後期課程)															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
生物機能科学	特別演習 (ゼミナール) 特別研究	1~3	4	-	-	-	○	-	16	6	0	0	0	0	共同 共同
分子生命化学															
環境生物学		1~3	16	-	-	-	○	-	16	6	0	0	0	0	
生物資源															
食品生物科学		1~3	16	-	-	-	○	-	16	6	0	0	0	0	
微生物遺伝学															
生命情報科学		1~3	16	-	-	-	○	-	16	6	0	0	0	0	
医用生体工学															
細胞工学	1~3	16	-	-	-	○	-	16	6	0	0	0	0		
生命環境科学															
合計 (2科目)		-	-	20	-	-	-	-	16	6	0	0	0	0	
学位又は称号	博士 (工学)			学位又は学科の分野			工学関係								
卒業要件及び履修方法								授業期間等							
当該課程に3年以上在学し、20単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査および最終試験に合格すること。所属する講座の教授を指導教授とし、履修する科目の選択ならびに学位論文の作成についてその指導を受けるものとする。								1学年の学期区分			4学期				
											※ただし、第1学期と第2学期を前期、第3学期と第4学期を後期として取り扱うことができる				
								1学期の授業期間			8週				
1時限の授業の標準時間			90分												

博士前期課程 生物工学分野  
【生物工学技術者養成の履修モデル】

学年	科目区分	授業科目	必修・選択 の別	単位数
1 年 次	生物機能科学	生物機能科学特論	選択	2
		生物学特論	選択	2
		生物機能科学研究実験	選択	—
	分子生命化学	分子生命化学特論	選択	2
		蛋白質化学特論	選択	2
	講座共通	機器分析実験	必修	2
	講座関連	有機化学反応論	選択	1
		天然物有機化学	選択	1
		特別講義Ⅰ（分子生物学）	選択	1
		特別講義Ⅱ（生物機能利用工学）	選択	1
計				14
2 年 次	生物機能科学	生物機能科学研究実験	必修	2
	講座共通	特別演習（ゼミナール）	必修	2
		特別研究	必修	12
計				16

博士前期課程 生命科学分野  
【生命科学技術者養成の履修モデル】

学年	科目区分	授業科目	必修・選択 の別	単位数
1 年 次	医用生体工学	医用生体工学特論Ⅰ	選択	2
		医用生体工学特論Ⅱ	選択	2
	細胞工学	細胞工学特論Ⅰ	選択	2
		細胞工学特論Ⅱ	選択	2
		細胞工学研究実験	選択	—
	講座共通	機器分析実験	必修	2
	講座関連	特別講義Ⅵ（先端医療・健康科学特論）	選択	1
		特別講義Ⅶ（遺伝情報応用工学）	選択	1
		特別講義Ⅷ（環境バイオテクノロジー-概論）	選択	1
		特別講義Ⅸ（先端生命科学）	選択	1
計				14
2 年 次	細胞工学	細胞工学研究実験	選択	2
	講座共通	特別演習（ゼミナール）	必修	2
		特別研究	必修	12
計				16

## 生物生命学専攻 博士前期課程 学位取得までのスケジュール

1 年次	前期	1 学期	4 月上旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オリエンテーション（博士前期課程修了までの履修や各種手続き等にかかる概要説明・指導および 3 ポリシー、履修モデル等の説明）</li> <li>・分野に基づいた前期授業の履修登録</li> </ul>
		2 学期		<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究計画の策定等、研究体制の整備</li> <li>・研究題目提出</li> </ul>
	後期	3 学期	9 月中旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オリエンテーション</li> <li>・後期授業の履修登録</li> <li>・研究題目、研究方法、研究手順等の見直し</li> </ul>
		4 学期	12 月上旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修士論文中間発表</li> <li>・研究の計画と内容の再確認</li> </ul>
2 年次	前期	1 学期	4 月上旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オリエンテーション</li> <li>・2 年次の履修登録</li> </ul>
		2 学期		<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究の進捗状況により、必要に応じて、研究題目、研究方法、研究手順の修正等、研究計画の修正</li> </ul>
	後期	3 学期	9 月中旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オリエンテーション</li> <li>・後期授業の履修登録</li> </ul>
			12 月上旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修士論文審査願の提出</li> </ul>
		4 学期	1 月上旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修士論文提出者氏名・論文題名・審査委員名（主査・副査各 1 名）を研究科委員会へ提出</li> </ul>
			2 月中旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修士論文の発表会・最終試験</li> </ul>
3 月上旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究科委員会にて修士認定の審議、合否判定</li> </ul>			
3 月中旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学位授与：修士（工学）</li> </ul>			

博士後期課程 生物工学分野  
【生物工学技術者養成の履修モデル】

学年	科目区分	授業科目	必修・選択 の別	単位数
1 年 次	生物機能科学	特別演習（ゼミナール）	必修	—
		特別研究	必修	—
2 年 次	生物機能科学	特別演習（ゼミナール）	必修	—
		特別研究	必修	—
3 年 次	生物機能科学	特別演習（ゼミナール）	必修	4
		特別研究	必修	16
計				20

博士後期課程 生命科学分野  
【生命科学技術者養成の履修モデル】

学年	科目区分	授業科目	必修・選択 の別	単位数
1 年 次	細胞工学	特別演習（ゼミナール）	必修	—
		特別研究	必修	—
2 年 次	細胞工学	特別演習（ゼミナール）	必修	—
		特別研究	必修	—
3 年 次	細胞工学	特別演習（ゼミナール）	必修	4
		特別研究	必修	16
計				20

## 生物生命学専攻 博士後期課程 学位取得までのスケジュール

1年次	前期	1学期	4月上旬	・オリエンテーション（博士後期課程修了までの履修や各種手続き等にかかる概要説明・指導および3ポリシー、履修モデル等の説明）
		2学期		・分野に基づいた履修登録 ・研究体制の整備
	後期	3学期	5月中旬	・研究計画、研究題目、研究方法、研究手順の策定
		4学期	9月中旬	・オリエンテーション ・履修登録 ・研究題目、研究方法、研究手順等の見直し
2年次	前期	1学期	4月上旬	・オリエンテーション
		2学期		・履修登録 ・研究計画、研究題目、研究方法、研究手順等の見直し
	後期	3学期	9月中旬	・オリエンテーション ・履修登録 ・研究題目、研究方法、研究手順等の見直し
		4学期	9～12月	・博士論文中間発表 ・博士論文作成に向けた方針の確定
3年次	前期	1学期	4月上旬	・オリエンテーション
		2学期		・履修登録 ・研究計画、研究題目、研究方法、研究手順等の見直し
	後期	3学期	9月中旬	・オリエンテーション ・履修登録
		4学期	1月上旬	・論文審査願・学位論文・学位論文要旨・論文目録・履歴書・参考論文等を教務課に提出し、審査委員（主査1名および副査2名以上）案を専攻長へ提出
		2月上旬	・論文審査・論文公聴会・最終審査	
		3月上旬	・研究科委員会にて博士認定の審議、合否判定	
		3月中旬	・学位授与：博士（工学）	

## 崇城大学 学術研究倫理に関するガイドライン

【2021年5月1日改訂版】

本ガイドラインは、本学で行う学術研究活動に関し、大学の責務および本学の研究活動に携わる全ての構成員（以下「研究者等」という。）の責務を明確にし、本学の学術研究の健全な発展と社会連携のため、本学の学術研究の信頼性と公正性を保ち良心に従って誠実に行動することを目的として定める。

**1. 大学の責務**

本学は、研究者等の研究倫理に係る意識を高め、研究活動および研究費の取扱いにおける不正行為を防止するため、研究者等の研究活動や研究費の適切な管理等について必要な措置を講じる。これらの管理に不適切な行為が認められた場合は、迅速に原因の究明と適切な措置を講じ、学内外への説明責任を果たす。

**2. 研究者等の責務****(1) 不正行為の防止**

研究者等は、研究活動において、ねつ造、改ざん、盗用、著作権侵害、二重投稿、不適切なオーサーシップ等の不正な行為は行わないとともに、不正な行為の発生を未然に防止するよう、研究環境の整備に努める。また、研究を指導する立場にある者は、研究活動に関する不正を起こさせないように、指揮下にある研究活動および研究者等の管理、配慮を行う。

**(2) 研究費の適正な使用**

研究者等は、研究の実施と研究費の使用に当たり、研究費ごとに定められた条件および使用ルールならびに本学の定める公的研究費の適正な運営および管理方針に従い、不正の未然の防止に努める。

**(3) 研究資料・情報・データの適正な取扱い**

研究者等は、研究に関する資料、情報、データ等の収集にあたっては、科学的かつ一般的に妥当と認められる方法によって行われなければならない。なお、収集した資料、情報、データ等の利用や保存に関して、適切な期間保存するとともに、個人情報保護等に十分に配慮し、不正な行為または不注意等による紛失、遺漏、改ざんを防ぐ適切な管理と措置を講じる。

**(4) 研究成果の適切な公表**

研究者等は、研究成果の公表に際し、データのねつ造や改ざんを行わないことはもちろん、データの再現性や論拠の信頼性の確保に十分留意し、常に適切且つ公正な引用に努める。研究論文の共著者は、当該研究に寄与した者として権利を有するとともに、結果に対して責任と説明義務を共有する。また、職務発明等に係る研究成果については、本学の職務発明等規則に則り、速やかに手続きを行う。

**(5) 環境・安全・生命倫理への配慮**

研究者等は、研究活動に際し、環境、安全、生命倫理に十分配慮し、関係する法令、規程、規則（劇毒物、環境汚染物質、放射線障害防止、遺伝子組換え実験安全、動物実験倫理、生命倫理等）を遵守する。

**(6) ハラスメントの禁止**

研究者等は、研究活動に際し、本学のハラスメント防止に関する規程に則り、人権に係るいかなるハラスメントも行わない。

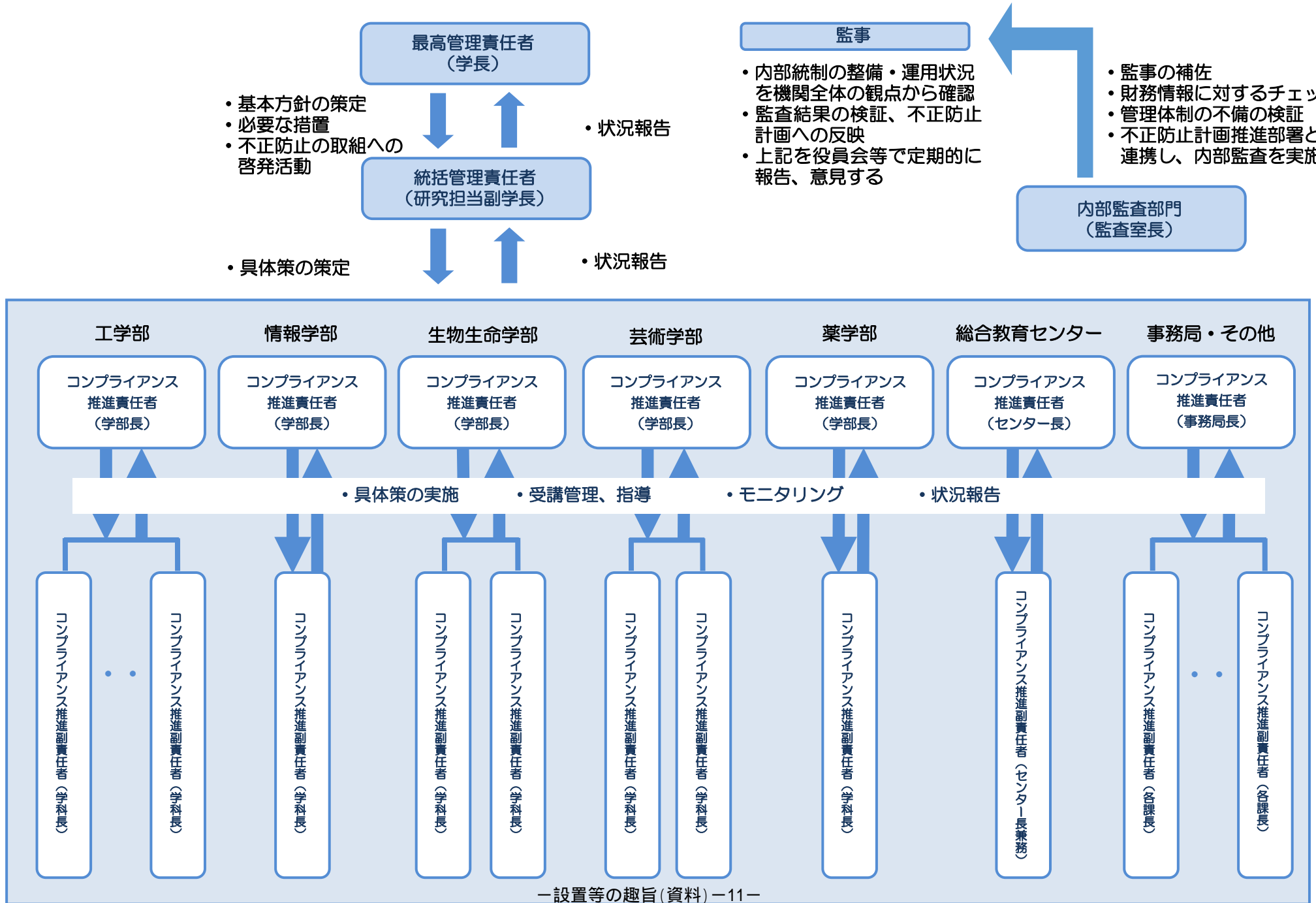
**(7) 利益相反の適正なマネジメント**

研究者等は、研究活動に際し、利益相反や責務相反の発生に十分な注意を払い、本学の利益相反マネジメント規程に則り、適正なマネジメントを行う。

**(8) 公正な審査**

研究者等は、他者の公募研究や研究論文の査読や審査に当たる場合は、審査対象者との関係や属性によらず、当該審査の基準に従って公正に審査を行う。

# 崇城大学における公的研究費の運営・管理体制



## 崇城大学 公的研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為の防止に関する規程

## (目的)

第 1 条 この規程は、文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、崇城大学(以下「本学」という。)における公的研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為を防止することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的研究費等をいう。なお、本学から配分される個人配布予算、各種団体からの補助金及び助成金等といった競争的研究費等以外の研究費についてはこの規程を準用するものとする。

2 この規程において、「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる行為であり、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 存在しないデータ、研究結果等を作成する捏造行為
- (2) 研究試料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究結果等を真正でないものに加工する改ざん行為
- (3) 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語等を当該研究者の承諾又は適切な表示なく流用する盗用行為
- (4) 論文の発表において論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサiership
- (5) 本質的に同じ論文を投稿する二重投稿等の虚偽申請
- (6) 研究費を本来の用途以外の用途に使用したり、虚偽の請求に基づき研究費を支出する不適切な使用
- (7) 上記の不正行為を隠すための証拠隠滅行為
- (8) その他法令や関係規則に違反した研究費の使用や研究の実施

3 この規程において、「全ての構成員」とは、管理下にある研究者をはじめ、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員(本学以外に本務を有する者、研究支援者、学生(大学院生・学部生)等を含む)をいう。

## (責任体制)

第 3 条 公的研究費の適正な運営・管理及び健全な研究活動の推進のために、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条に定める者を置く。

(最高管理責任者)

第 4 条 最高管理責任者は学長とし、公的研究費の運営・管理について最終責任を負うものとする。

2 最高管理責任者は、不正を起こさせないような組織風土が形成されるよう、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者がそれぞれの責任をもって公的研究費の適正な運営・管理及び健全な研究活動の推進が行えるよう、リーダーシップを発揮しなければならない。

3 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する大学協議会・常任理事会等（以下「役員会等」という。）において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深めるものとする。

4 最高管理責任者が自ら各学部・各課等に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、全ての構成員の意識の向上と浸透を図らなければならない。

(統括管理責任者)

第 5 条 統括管理責任者は、副学長（研究担当）とし、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

2 統括管理責任者は、不正行為防止対策の組織横断的な体制を統括し、基本方針に基づき本学全体の取組に関する具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに最高管理責任者に報告しなければならない。

(監事)

第 6 条 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べるものとする。

2 監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、必要に応じ意見を述べるものとする。

3 監事は前 2 項で確認した結果について、役員会等において定期的に報告し、意見を述べなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第 7 条 コンプライアンス推進責任者は、工学部長・芸術学部長・情報学部長・生物生命学部長・薬学部長・事務局長とし、本学の各学部・各課等を統括し、全ての構成員の研究費執行等について、実質的な責任と権限を持つ。

その他、総合教育センター及び研究所においては、その長が実質的な責任と権限を持つ。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、定期的にコンプライアンス教育を実施（他機関での受講も可）し、受講状況を管理監督する。また、受講者には誓約書の提出を求めることができるものとする。

なお、誓約書は規程の改定時等、必要に応じて提出するものとする。

3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと、管理下にある各学部・各課等に対し、定期的に啓発活動を実施しなければならない。

4 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと、全ての構成員の適正な研究費執行についてモニタリングし、必要に応じて改善を指導しなければならない。

(コンプライアンス推進副責任者)

第 8 条 コンプライアンス推進副責任者は、各学科長・各課長とし、その役割の実効性を確保する観点から、コンプライアンス推進責任者を補佐し、管理下にある各学科の研究者の適正な研究費執行及び課員の執行管理について、責任と権限を持つ。

2 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示に基づき、不正防止に係る取組を実施するために必要な措置を講じなければならない。

(研究倫理教育責任者)

第 9 条 研究倫理教育責任者は、副学長（研究担当）とし、研究者倫理の向上のための研究倫理教育の実施について、実質的な責任と権限を持つ。

2 研究倫理教育責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して定期的に行動規範等に関する研究倫理教育を実施（他機関での受講も可）し、受講者に受講修了書等の提出を求めることができる。

(事務取扱責任者)

第 10 条 事務取扱責任者は、事務局長とし、統括管理責任者の指示のもと、公的研究費にかかる事務の責任を持つ。

(事務担当者)

第11条 事務担当者は、事務取扱責任者の指示のもと、公的研究費の全般の事務処理を取扱う。

(責務)

第12条 最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者は、それぞれの職務において、その管理監督の責務を十分果たさず、その結果不正を招いた場合には、学校法人君が淵学園就業規則によりその責任を負う。

(事務処理手続き等に関する相談窓口)

第13条 公的研究費の事務手続き等に関し、適切な研究支援を行うため、学内外から相談を受け付ける窓口を置く。

2 相談窓口は、地域共創センターとする。

3 相談窓口は、不正防止計画推進部署と連携・協力し、公的研究費の適正な運営・管理に努めなければならない。

(通報・告発窓口)

第14条 公的研究費の不正行為に関し、学内外からの通報・告発を受け付ける窓口を置く。

2 通報・告発窓口及び不正行為に係る調査手続きに関して必要な事項は別途定める。

(不正防止計画推進部署)

第15条 最高管理責任者は、公的研究費に関して不正の発生する原因を把握し、大学全体の観点から不正防止計画を策定、実施するために不正防止計画推進部署を置き、自ら不正防止計画の進捗管理に努めなければならない。

2 不正防止計画推進部署は、総務課・法人課・庶務課・地域共創センターとする。

3 不正防止計画推進部署は、監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の具体的な対策の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う。

4 不正防止計画推進部署は、本学における不正行為防止の取組みについてホームページ等で公表し、不正行為防止の施策を継続的に推進する。

(検収業務)

第16条 検収業務については、庶務課検収係が検収を行い、換金性の高い物品については適切に管理する。

(発注業務)

第17条 発注業務については事務局が行うが、大学の指定する業者に業務を委託することもできる。この場合は、第三者によるチェックが有効に機能するシステムを構築し、運用するものとする。

(取引業者への取組み)

第18条 取引実績のある全ての取引業者へ対して、不正行為に加担しない旨を定めた誓約書の提出を求める。この誓約書に違反し、不正行為に加担した場合の取引停止等の措置については別途定める。

(内部監査部門)

第19条 最高管理責任者は、競争的研究費等の適正な管理のため、機関全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備し実施する内部監査部門を置く。

2 内部監査部門は、監査室とし、最高管理責任者の直轄的な組織とする。

3 内部監査部門は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施する。また、競争的研究費等の管理体制の不備の検証も行うものとする。

4 内部監査部門は、前項に加え、不正防止計画推進部署との連携を強化し、機関内の実態に即して要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的なサンプルを抽出し、抜き打ちを含めた内部監査を実施する。

5 内部監査部門は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、機関における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、競争的研究費等の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行う。

(内部監査)

第20条 公的研究費の管理、及び事務の取扱いについて、別に定める学校法人君が淵学園内部監査規程に基づき、内部監査を実施する。

2 内部監査は、内部監査部門の監査委員及び不正防止計画推進部署が担当となって行う。

3 担当部署は、内部監査の実施に当たり、過去の内部監査や、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングを通じて把握され

た不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図るとともに、監事及び公認会計士と連携・協力し、内部監査の質の向上を図らなければならない。

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃については、最高管理責任者である学長の承認を得なければならない。

(その他)

第22条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の取扱い及び不正使用防止に関し、必要な事項は別途定める。

附 則

1. この規程は、平成27年3月16日から施行する。
2. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
3. この規程は、令和3年9月1日から施行する。

## 崇城大学利益相反マネジメント規程

## (目的)

第 1 条 この規程は、崇城大学（以下「本学」という。）の教職員等が、公的研究費の支給を受けて行う研究（以下「公的資金研究」）に伴って生じる恐れがある利益相反を適正に管理し、利益相反による弊害を防止することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 教職員等とは、次に掲げる者をいう。

- ア 学長、副学長
- イ 専任教員、助手、技師、技師補、技術員、特任教授
- ウ 専任職員および常勤嘱託職員

(2) 公的研究費とは、次に掲げるものをいう。

- ア 政府機関、独立行政法人、地方公共団体、特殊法人等が配分する研究費
- イ 科学研究費助成事業、その他の競争的研究費

(3) 研究者とは、教職員等のうち、公的資金研究を行っている者および公的研究費に応募した者（採択されなかった者および既に公的資金研究を終了している者を除く。）をいう。

(4) 利益相反とは、次に掲げるものをいう。

- ア 「広義の利益相反」とは、狭義の利益相反と責務相反を含んだものをいう。
- イ 「狭義の利益相反」とは、教職員等または本学が産学官連携活動に伴って得る利益と、教育・研究等の大学における責任が相反する状況をいう。
- ウ 「責務相反」とは、教職員等が兼業活動により企業等に対して負う職務遂行責任と、本学における職務遂行責任が両立しえない状態をいう。
- エ 「個人としての利益相反」とは、狭義の利益相反のうち、教職員等個人が産学官連携活動に伴って得る利益と、本学における教育・研究等の責任が相反する状況をいう。
- オ 「本学（組織）としての利益相反」とは、狭義の利益相反のうち、本学が産学官連携活動に伴って得る利益と、本学の社会的責任が相反する状況をいう。

## (大学の責務)

第 3 条 大学は、本規程に従って教職員等が公的資金研究を行う場合、教職員等の立場を尊重し、その名誉を守ることに努めるものとする。

(利益相反マネジメント委員会の設置)

第 4 条 大学に、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第 5 条 委員会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 副学長（研究担当）
- (2) 工学部長、情報学部長、生物生命学部長、芸術学部長、薬学部長、総合教育センター長
- (3) 事務局長
- (4) 委員長が必要と認めた者 若干名

(委員の任期)

第 6 条 前条に規定する委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第 7 条 委員会に委員長を置き、第 5 条に規定する委員の中から、学長が指名する。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、また委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会の運営)

第 8 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。なお、欠席委員が委員長に議決権を一任した場合は、出席したものとみなす。
- 3 委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会の決議に利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。
- 5 委員会における審議および議事録は、非公開とする。

(委員会の職務)

第 9 条 委員会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 利益相反に関する基本方針、この規程および関係規約の制定について審議すること。
- (2) 利益相反に関する個別案件の審査、調査および改善要請に関すること。
- (3) 利益相反に関する啓発活動に関すること。
- (4) その他利益相反マネジメントに関すること。

(利益相反防止アドバイザー)

第10条 委員会に利益相反防止アドバイザーを置く。

- 2 利益相反防止アドバイザーは、委員会の委員長の指名に基づき大学が委嘱する。

(利益相反防止アドバイザーの職務)

第11条 利益相反防止アドバイザーは、研究者からの相談に応じ、利益相反について必要な助言および情報の提供を行う。

- 2 利益相反防止アドバイザーは、前項の研究者からの相談内容ならびにそれに対する助言および情報の内容について委員会に報告しなければならない。
- 3 第1項の規定は、研究者以外の教職員等が、利益相反防止アドバイザーに相談し、助言および情報提供を求めることを妨げるものではない。

(委員会における審査、調査および改善要請)

第12条 委員会は、第9条第2号に定める審査、調査等について、次条に定める教職員等からの自己申告書等の提出または第11条第2項の利益相反防止アドバイザーからの報告、情報に基づき審査を行い、必要があると認めるときは、研究者の利益相反の状況に関して調査を行うことができる。この場合において、委員会は、研究者から意見を聴くことができる。

- 2 委員会は、前項の調査の結果、利益相反により公的資金研究に必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、または損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない状態が生じ、または生じる恐れがあると認められるときは、速やかに学長に報告するとともに、研究者に対し改善を要請するものとする。
- 3 前項の研究者への改善要請は、文書で通知しなければならない。
- 4 第2項の報告を受けた学長は、必要に応じて、公的研究費の交付の決定等を行う機関に報告するものとする。

(自己申告書)

第13条 研究者は、公的資金研究において、第2条第4号に定める利益相反の状態が発生または発生することが予想される場合、自己申告書等を担当課を経て委員会に提出しなければならない。

- 2 自己申告書の様式については、委員会が別に定める。

(不服申し立て)

第14条 研究者は、第12条第2項の要請に不服があるときは、同条第3項の通知を受けた日から2週間以内に、書面により委員会に対して不服を申し立て、再度審査を要請することができる。

- 2 委員会は、不服申し立てを受けたときは、速やかに審査を行い、その結果を学長に報告しなければならない。また、不服を申し立てた研究者に対し、その結果を文書で通知する。

(守秘義務)

第15条 委員会の委員、利益相反防止アドバイザー、その他の利益相反マネジメントに係る全ての者は、職務上知り得た情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を離れた後も同様とする。

(文書の保存)

第16条 大学は、研究者から提出された自己申告書等に関する情報は、外部に漏らすことがないよう厳重に保管・管理しなければならない。

(庶務)

第17条 利益相反に関する事務は、法人課、地域共創センターが行う。

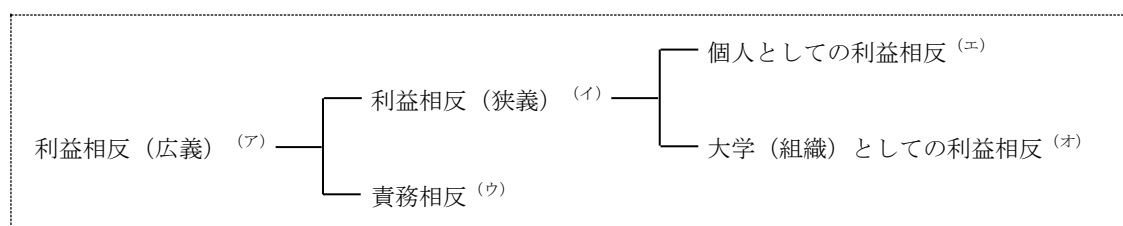
(改廃)

第18条 この規定の改廃については、委員会で審議の上、学長の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、平成26年1月1日より施行する。
2. この規程は、令和3年9月1日より施行する。

※利益相反図



崇城大学 研究活動上の不正行為に係る  
調査手続き等に関する取扱い細則

(目的)

第 1 条 この細則は、「崇城大学 公的研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為の防止に関する規程」（以下「不正防止規程」という。）第 14 条第 2 項の規定に基づき、崇城大学における研究活動上の不正行為に係る調査手続きに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この細則における定義は、不正防止規程第 2 条に定めるところによる。

(通報・告発窓口)

第 3 条 不正行為に関する通報・告発を受付ける窓口（以下「受付窓口」という。）を学内と第三者機関に置く。

- 2 受付窓口の責任者は、副学長（研究担当または教育担当）とする。
- 3 受付窓口の責任者は、通報・告発者に対し、誠実に対応し、通報・告発の内容を最高管理責任者に報告する。
- 4 受付窓口の担当課は、地域共創センターとする。

(通報・告発の取扱い)

第 4 条 受付窓口に対する通報・告発の方法は、書面、電話、FAX、メール、面談のいずれの方法でも行うことができる。

- 2 前項の通報・告発は、原則として顕名で行うものとし、不正行為を行ったとする研究者・グループ名、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理的な根拠が示されなければならない。
- 3 前項の通報・告発が匿名で行われた場合は、内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 4 不正行為が行われようとしているなどの通報・告発に対して、受付窓口の責任者はその内容を確認・精査し、迅速に最高管理責任者に報告する。

(通報・告発の受付によらないものの取扱い)

第 5 条 外部機関や報道等により不正行為の疑いが指摘された場合は、受付

窓口にて通報・告発を受付けた場合に準じた取扱いを行うものとする。

(予備調査委員会の設置)

第 6 条 通報・告発等がなされた場合には、不正行為が行われた可能性及び事実確認を行うため、その都度予備調査会を設置する。

2 最高管理責任者は、相当の信頼性のある情報に基づき不正行為があると疑われる場合には、受付窓口への通報がなくても、早急に予備調査委員会を設置し、予備調査の開始を命令することができる。

3 予備調査委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 副学長（研究担当）
- (2) 各学部長
- (3) 教務部長
- (4) 地域共創センター長
- (5) 事務局長
- (6) その他学長が必要と認めた者

4 予備調査委員会の委員長は、副学長（研究担当）とする。

- (1) 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- (2) 予備調査委員会には、委員長を補佐する副委員長を置き、委員長が不在もしくは事故あるときは、議長となり、その職務を代行する。

(予備調査委員会の役割)

第 7 条 予備調査委員会は、通報・告発等がなされた内容の合理性、調査の可能性及び通報・告発等の内容について内部的な調査を行う。

2 前項による予備調査結果は、直ちに最高管理責任者へ報告するものとし、通報・告発の受付から 30 日以内に最高管理責任者は当該調査の可否を必要に応じ監督官庁等関係機関に報告する。

3 予備調査委員会の結果、最高管理責任者が本格的な調査が必要であると判断した場合は、本調査を開始しなければならない。

4 委員長は、通報者・告発者に対し、通報・告発等の内容についての予備調査委員会の結果を伝えるものとする。

5 予備調査委員会において本調査を行わないことを決定した場合、予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関等及び告発者の求めに応じ開示することができる。

(本調査委員会)

第 8 条 予備調査委員会委員長は、予備調査の結果、不正行為等について調

査を要すると認めた場合、30日以内に本調査のための本調査委員会を設置する。

- 2 本調査委員会の構成員は、最高管理責任者が指名する。
- 3 本調査委員会の委員長には、予備調査委員会委員長を充てる。
- 4 通報者・告発者もしくは被告発者と直接利害関係のある者は、本調査委員会構成員から除外するものとする。
- 5 最高管理責任者が指名した本調査委員会の構成員は、半数以上を通報・告発事項に関する学外の専門家（弁護士、公認会計士等）とし、公正かつ透明性を確保する。
- 6 本調査委員会の構成員氏名や所属については、告発者及び被告発者に通知する。
- 7 告発者及び被告発者は、通知された構成員に異議申立てがある場合は、1週間以内に異議申立てすることができる。
- 8 委員長は、告発者及び被告発者より、通知された構成員に異議申立てがあった場合、内容を審査し、妥当と判断したときは、当該構成員を交代させることができる。また、その旨は告発者及び被告発者に通知するものとする。

（本調査委員会の役割）

第9条 委員長は、調査の実施にあたり、調査方針、調査対象及び方法等について監督官庁等関係機関及び最高管理責任者に報告し、協議しなければならない。また、本調査の開始を監督官庁等関係機関及び最高管理責任者に報告し、各学部教授会に通知する。

- 2 本調査委員会は、調査にあたり通報・告発事項の関係者に対して事情を聴取し、また、関係書類を調査することができる。
- 3 通報・告発事項の関係者は、本調査にあたり正当な理由がある場合を除き、資料の提出や閲覧及び現地調査等について全面的に協力しなければならない。
- 4 委員長は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。
- 5 本調査委員会は、調査にあたり証拠隠滅等の防止上必要な場合は、関係する研究室、実験室等の立ち入りを禁止するほか、証拠となるような資料等を保全する措置をとることができる。
- 6 本調査委員会は、調査にあたり、告発者及び被告発者に対して、調査の開始を通知し、調査への協力を求める。ただし、通報者・告発者及び被告発者が特定されないように配慮を行う。

- 7 本調査委員会は、本調査結果を直ちに最高管理責任者へ報告するものとする。

(審議・認定)

第10条 本調査委員会は、本調査の結果に基づき、不正行為の有無及び内容、関与した者やその程度、不正使用の相当額等について審議し、認定を行う。また、調査内容については150日以内に纏めるものとする。

- 2 本調査委員会は、認定に際しては、被告発者に説明を行い、否認する場合は、14日以内に書面又は口頭による異議申し立ての機会を与える。

- 3 本調査委員会は、特定不正行為か否かの認定に当たっては、被告発者の自認を唯一の証拠とせず、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して認定するものとする。ただし、被告発者がデータや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠を示せない場合は、合理的な保存期間等を超えるときなどを除き不正行為とみなすものとし、その際の説明責任の程度や基本的な要素については、研究分野の特性に応じ、本調査委員会で判断する。

- 4 本調査委員会は、不正行為の事実がなかったと認定された場合は、調査対象者の名誉回復及び不利益が生じないための措置をとらなければならない。

- 5 本調査委員会は、告発が悪意に基づくものであると認定する場合、告発者に弁明の機会を与えるものとする。

(再調査・再審議)

第11条 本調査委員会は、異議申し立てが妥当であると判断した場合は、再調査・再審議を行う。

- 2 不服申立ての審査は、本調査委員会が行い、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、調査委員の交代もしくは追加、または調査委員会に変えて他の者に審査させることができる。

- 3 本調査委員会は、認定に不服申し立てがあった場合は、告発者、最高管理責任者に通知し、最高管理責任者は、不服申し立てがあったことを監督官庁等関係機関に報告する。不服申し立ての却下および再調査の開始を決定した場合も同様とする。

- 4 悪意に基づく通報と認定された告発者から不服申立てがあったときは、被告発者及び最高管理責任者に通知し、最高管理責任者はそのことを監督官庁等関係機関に報告する。
- 5 本調査委員会は、再調査を行った場合、50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を被告発者、最高管理責任者、及び告発者に報告する。
- 6 本調査委員会は、悪意に基づく通報と認定された告発者からの不服申立てによる再調査を行った場合、30日以内にその結果を被告発者、最高管理責任者、及び告発者に報告する。

(報告)

第12条 本調査委員会は、審議内容、審議方法及び認定結果等について、最高管理責任者に報告するとともに、不正行為があると認定した場合は、最高管理責任者が就業規則に基づく懲戒処分等の内容を理事長に勧告することができる。

- 2 委員長は、告発・通報の受付から210日以内に、本調査委員会の全ての調査、再調査の結果を監督官庁等関係機関及び各学部教授会に報告し、関係事項について協議するものとする。なお、期限までに調査が完了しない場合であっても、あるいは監督官庁等関係機関の求めに応じ、調査の進捗状況及び中間報告を監督官庁等関係機関に提出する。
- 3 委員長は、通報・告発者に対して、通報・告発内容についての認定結果を伝えるものとする。
- 4 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、監督官庁等関係機関に報告するものとする。
- 5 特定不正行為と認定された場合は、速やかに調査結果を公表するものとする。
- 6 特定行為がなかった場合でも、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合、調査結果を公表するものとする。
- 7 悪意に基づく通報・告発であると認定された場合、監督官庁等関係機関に報告し、通報者、告発者の氏名や調査結果を公表するものとする。
- 8 理事長は最高管理責任者から第1項の勧告を受けた場合、それを退けることはできない。

(通報者・告発者・被告発者の保護)

第13条 悪意に基づく通報・告発を防止するため、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、通報者・告発者等の氏名の公表や懲戒処分または刑事告発を行う場合がある。

2 悪意に基づく通報・告発であることが判明しない限り、単に通報・告発を行ったことを理由に通報者・告発者に対し、解雇その他不利益な取扱いを行ってはならない。

3 相当な理由なしに、単に通報・告発をされたことによって、被告発者の研究活動を全面的に禁止したり、解雇その他不利益な取扱いを行ってはならない。

(守秘義務)

第14条 この細則に関わる委員、予備調査会構成員、本調査委員会構成員、受付窓口関係者、その他の手続きにおいて関係する者は、職務上知り得た情報の保護に努めるとともに正当な理由なくしてこれを開示してはならない。

2 前項の定めにもかかわらず、職務上知り得た情報を正当な理由なくして開示した場合は、就業規則に基づき懲戒処分を行う。

(他機関からの協力要請の取扱)

第15条 委員長は、他機関から協力要請があった場合、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置を取るものとする。

(論文等の取り下げ)

第16条 委員長は、特定不正行為への関与が認定されたもの及び関与したとまでは認定されないが特定不正行為が認定された論文等の内容について責任を負うものとして認定された著者に対し、内部規定に基づき適切な処置をとるとともに、特定不正行為と認定された論文等を勧告するものとする。

(公表)

第17条 全ての調査及び再調査が終了した時点で調査結果を公表するものとする。

2 公表内容は、所属・氏名・不正内容・不正の概要とする。

(事務)

第18条 委員会、予備調査会、本調査委員会の事務は、法人課及び地域共創センターが行う。

2 この細則に係る事務は、地域共創センターが行う。

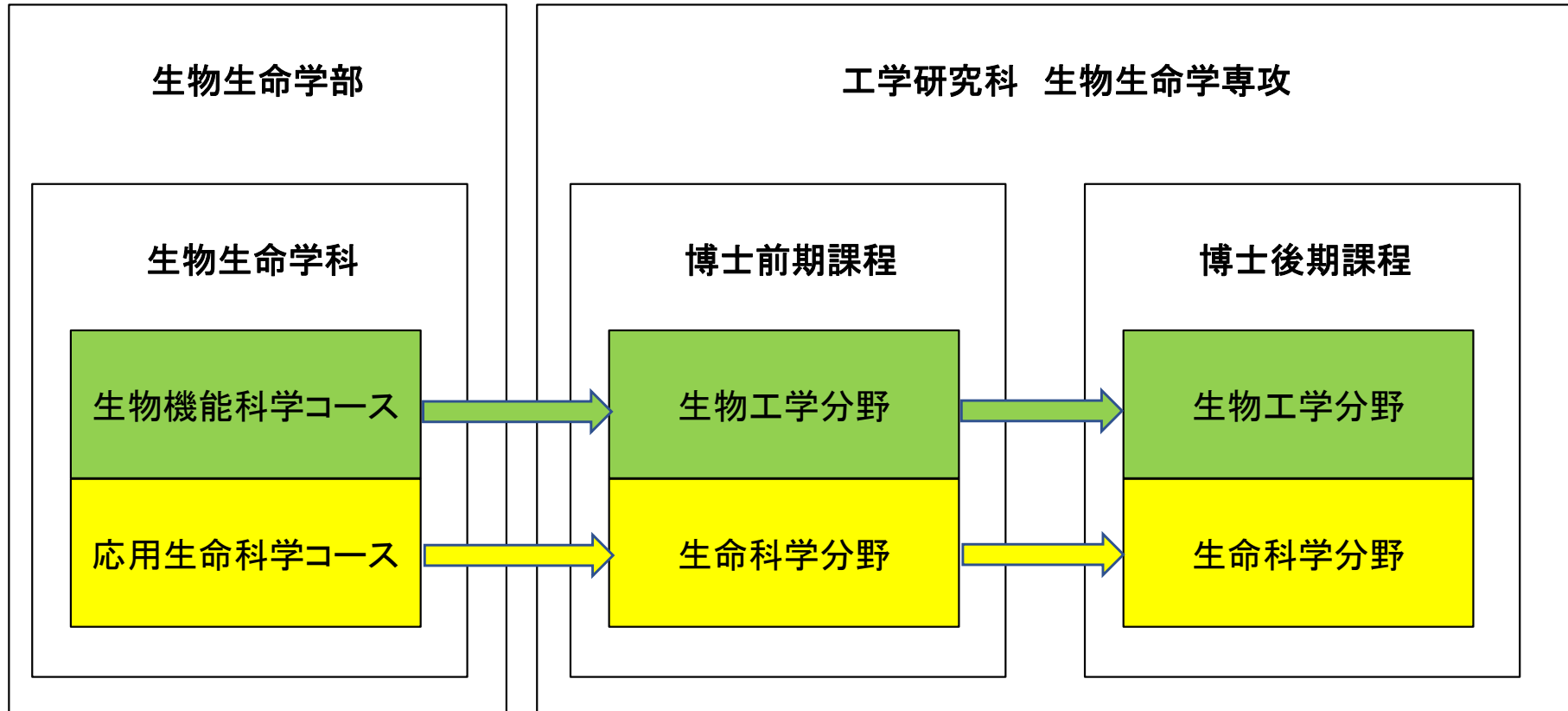
(その他)

第19条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は別途定める。

附 則

1. この細則は、平成27年3月16日から施行する。
2. この細則は、平成28年4月1日から施行する。
3. この細則は、令和3年9月1日から施行する。

基礎となる学部との関係図



別記様式第3号（その3の1）

（用紙 日本産業規格A4縦型）

工学研究科生物生命学専攻 博士前期課程

基幹教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	2人	7人	6人	1人	人	16人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准 教 授	博 士	人	1人	1人	4人	人	人	人	6人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	1人	人	人	人	人	人	1人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	2人	3人	11人	6人	1人	人	23人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	

(注)

- この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- この書類は、基幹教員についてのみ作成すること。
- この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度における状況を記載すること。
- 「基幹教員の年齢構成・学位保有状況」欄の「基幹教員」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合、「専任教員」と読み替えること。
- 専門職大学院若しくは専門職大学の前期課程を修了した者又は専門職大学又は専門職短期大学を卒業した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。

工学研究科生物生命学専攻 博士後期課程

基幹教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	1人	8人	4人	2人	人	15人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准 教 授	博 士	人	1人	1人	4人	人	人	人	6人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	1人	2人	12人	4人	2人	人	21人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	

(注)

- 1 この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- 2 この書類は、基幹教員についてのみ作成すること。
- 3 この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度における状況を記載すること。
- 4 「基幹教員の年齢構成・学位保有状況」欄の「基幹教員」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合、「専任教員」と読み替えること。
- 5 専門職大学院若しくは専門職大学の前期課程を修了した者又は専門職大学又は専門職短期大学を卒業した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。

## 学校法人君が淵学園就業規則－抜粋－（令和8年4月1日施行）

## 第 8 章 定 年

（定年・年令）

第 6 6 条 職員の定年は、次の通りとする。

区 分	職 位	定 年
教育職員	教授、准教授、講師、助教、助手	65才
	教務職員	65才
事務職員 技術職員 その他の職員	局 長	65才
	上記以外	65才

（定年退職の日）

第 6 7 条 職員は、定年に達した日の属する学年度末日に退職する。

（再雇用）

第 6 8 条 本学園外もしくは本学園内において定年で退職し、本学園に再就職したのものについての定年の上限を下記のとおりとする。

区 分	職 位	定 年
教育職員	教授、准教授、講師、助教、助手	68才
事務職員	局 長	68才

2 本学園を定年で退職した者の再雇用の詳細については、別に定める。

（定年延長）

第 6 8 条の 2 学園が業務上必要と認めるときは、定年を延長することができる。定年延長については、別に定める。

# 大学院学生研究室見取図

